

託送料金制度（レベニューキャップ制度）の 詳細設計について⑤

第5回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2020年12月14日



(参考) 第4回料金制度専門会合の議論の振り返り①

- 第4回料金制度専門会合でいただいた主なご意見は以下のとおり。

目標及びインセンティブ の設定

- ✓ 第1規制期間から無理に定量的な目標設定を志向すると棚ぼた的な収入が増えるリスクが発生するなど、弊害も生まれやすくなる。今回、一定量のレピュテーショナルインセンティブを入れたことはバランスが取れていると感じる。一方、定量目標を設定することとなった項目については、どのような水準の目標値を設定するかは慎重に検討すべき。停電の目標は内生的/外生的な事象の切り分けが難しいので、目標設定方法には留意が必要。(華表委員)
- ✓ 誤算定・誤通知等は「ゼロ件」にすることを前提に、我々は過去も託送料金で必要な経費を認めてきた。このような項目は「ゼロ件」を達成したからといって、ボーナスを与えることに違和感。それだけのコストを認めたのだから、「ゼロ件」が当たり前で、できなければペナルティーを課するという性質のものである。例えば、停電量の中で、コストをかけてリスク量を下げることとどれだけ意味があるのか。ボーナスを与えない、または、停電に関してはボーナス/ペナルティを非対称にするのも一考に値する。将来的に消費者負担減/託送料金引き下げに寄与した事業者にボーナスを与えるべきであり、例えば仕様統一化で全体のコスト削減に貢献した事業者に対してボーナスがあってもいいのではないか。(圓尾委員)
- ✓ 第1規制期間をスモールスタートにするのが合理的だと思う。目標を「ゼロ件」と設定することは良いが、やり過ぎると問題がある。超過/誤通知であるのか当事者間で争いがあるとき、誰が判断するのかといった余分な監視になりかねない。その場合、効率的ではなくるのでレベル感を考えた方が良い。(川合委員)
- ✓ レピュテーショナルインセンティブを与えるものは、アウトプットサイドでの評価が難しい部分があり、インプットサイドで一定の目標を設定して社会的便益に対する到達度を見ていくことになると思うが、これに対し「平均以上」の効率化というアウトプットサイドに近いもので最後に翌期分の収入上限に反映するという流れが難しい気がする。(梶川委員)
- ✓ 事業者に対する効率化の動機付けと、適正な設備投資にどのようなインセンティブを与えるのかというのが元々のスタート。現在の設定は各項目毎のインセンティブの考えなのか、全体的な費用削減のインセンティブの考えなのか、委員の理解が同じになるように進めてもらいたい。財源としてプロフィットシェアと収入上限アップの2つがあると事業者の管理コストが上がるので、どのような形で事業者の動機付けになるのか、事業者運用に任せる方法も考えるべき。効率化は一定以上の品質維持が必要であり、その仕組み作りの検討が必要。(北本委員)

(参考) 第4回料金制度専門会合の議論の振り返り②

- 第4回料金制度専門会合でいただいた主なご意見は以下のとおり。

目標及びインセンティブ の設定

- ✓ インセンティブとして翌規制期間の収入上限の引き上げ、引き下げを行う場合は、「上げ」、「下げ」、「変えない」の3パターンを念頭に置くべき。誤算定・誤通知を絶対に「ゼロ件」とするのは相当なコストがかかる。目標値としては「ゼロ件」が適切だが、多少件数が発生しても、直ちに収入上限を引き下げにすることは考えなくても良いのではないかと。また、停電量の採録でシステム改修の膨大なコストがかかるのであれば別だが、停電量が望ましいけれどもシステム改修が必要だから別の指標にするという発想も望ましくない。システム開発が膨大なコストでないのであれば、着実に実行して欲しい。仕様統一化については、他の効率化と違う面がある。例えばB社がA社の仕様を受け入れて仕様統一化した場合、B社の英断によりB社のコストが下がることもあるが、ロットが大きくなりA社のコストも下がる側面もある。そうするとB社が今まで使っていた仕様をA社に譲って統一したという点は、全体の効率化に貢献したという意味でポジティブな評価がされることがあって良いのではないかと。(松村委員)

事業計画の策定 収入上限算定の全体像

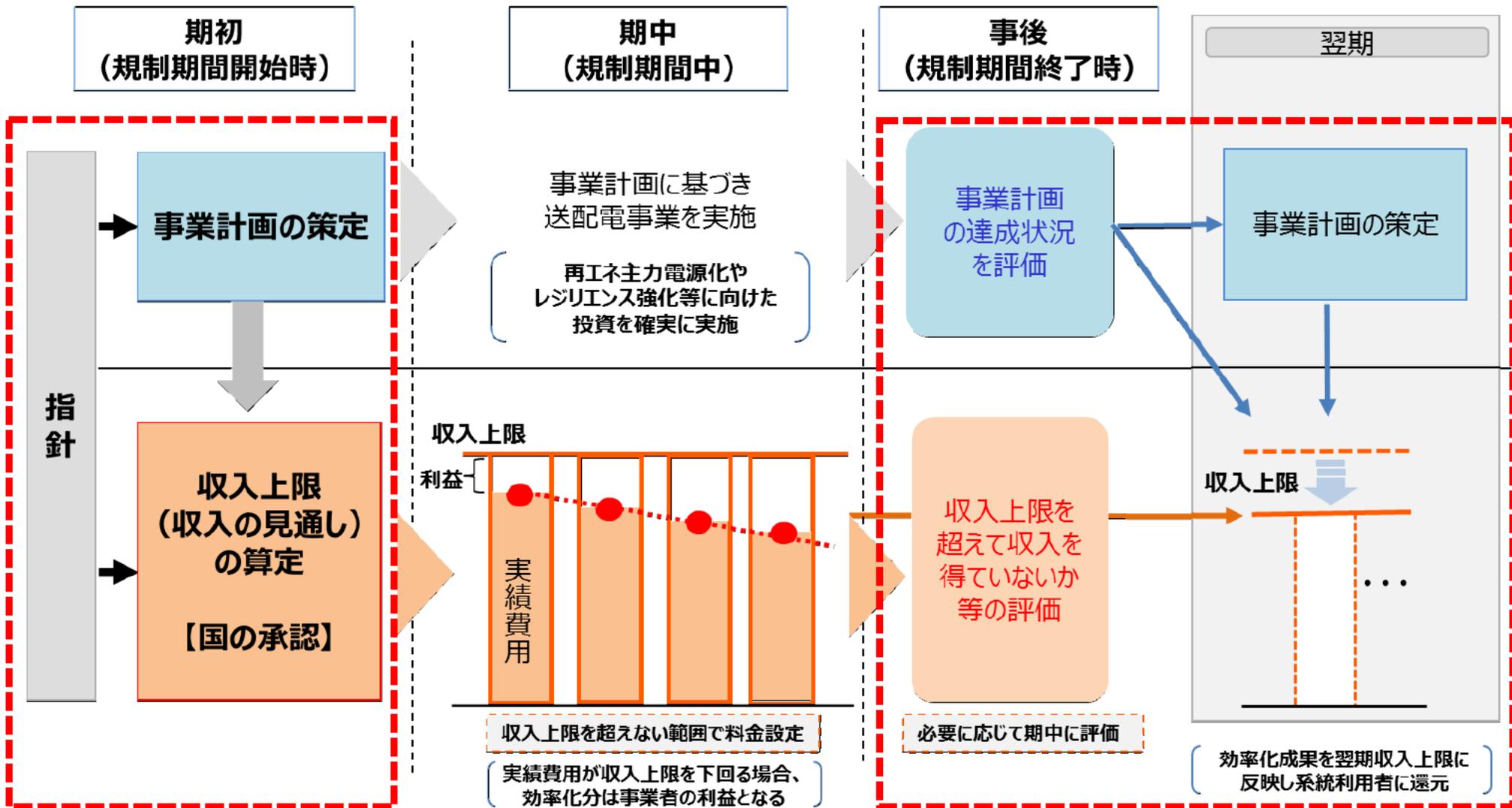
- ✓ デジタル化・次世代型のネットワーク構築に必要な人材確保のためにはコストもかかり、それが上手いけばベネフィットも後に事業者が生じるので、各社のマネジメントの判断でコストをかけるのを認めるべきだし、事業者間比較を人件費・委託費等で取り入れるのも一定の合理性がある。(圓尾委員)
- ✓ 効率化係数の設定が重要であると繰り返し申し上げてきた。効率化係数の公式は今後のWGの議論だとしているが、直近の需要減少分をはるかに下回る係数を設定してしまうと従来に比べて極めて甘い制度となる。この点について、直近の需要減少の数値を参照しながら、それと比較して著しく小さくならないように十分に考えて欲しい。(松村委員)
- ✓ 事業計画には効率化が一定程度織り込まれている中で、効率化係数をさらに乗じるのはなぜか。仕組みとしては理解するが、事業計画の中でどこまでの効率化を見ていき、それに対して係数をどのように乗じていくのか。実績に対して効率化係数を乗じるということであれば理解できるが、元々効率化を一定程度織り込んだ計画に対してさらに係数を乗じた際に、そもそも事業計画に効率化をしっかりと織り込まなくなるような虞があってはならない。どこまで事業計画に効率化をどのような形で織り込ませるか、それに対してどのような係数を乗じるのか、今後丁寧な議論が必要。(男澤委員)

本日も議論いただきたい点

- これまでの料金制度専門会合においては、レベニューキャップ制度の骨格となる各論点について議論いただいていたところ。それを踏まえ、本日、各論点のこれまでの整理を提示し、全体を通じて統合的なものとなっているか、ご確認いただきたい。
- また、より詳細な論点については、今後、料金制度ワーキンググループ（以下、料金制度WG）で議論することを予定しており、その詳細論点についても、ご確認いただきたい。

1. **目標とインセンティブの設定**
2. 事業計画
3. 収入上限の算定方法
4. 実績収入と収入上限の乖離
5. 利益（損失）の扱い
6. 料金算定に係るルール
7. その他

論点 1. 目標とインセンティブの設定



論点 1. 目標とインセンティブの設定（料金制度専門会合における議論①）

- 目標及びインセンティブの設定については、以下のとおりとすることが適切とおおむねご賛同いただいたが、この整理で進めていくことで良いか。

分野	項目	目標	インセンティブ
安定供給	停電対応	● 「実際の停電量が、一定水準を上回らないこと」を基本としつつ、引き続き詳細を検討	収入上限の引き上げ・引き下げ
	設備拡充	● マスタープランに基づく広域系統整備計画について、規制期間における工事全てを実施すること	レピュテーションインセンティブ
	設備保全	● 標準化されたアセットマネジメント手法で評価したリスク量（故障確率×影響度）を現状の水準以下に維持することを前提に、各一般送配電事業者が高経年化設備の状況やコスト、施工力等を踏まえて、中長期の更新投資計画を策定し、規制期間における設備保全計画を達成すること	レピュテーションインセンティブ
	無電柱化	● 国土交通省にて策定される無電柱化推進計画を踏まえ、各道路管理者の道路工事状況や、施工力・施工時期を加味した工事計画を一般送配電事業者が策定し、それを達成すること	レピュテーションインセンティブ
再エネ導入拡大	新規再エネ電源の早期かつ着実な連系	● 接続検討、契約申込回答期限超過件数を、ゼロにすること ● 再エネ電源と合意した受電予定日からの遅延件数を、ゼロにすること	収入上限の引き上げ・引き下げ
	混雑管理に資する対応	● 国や広域機関において検討されている混雑管理（ノンフォーム型接続や再給電方式、その他混雑管理手法）を実現する計画を一般送配電事業者が設定し、それを達成すること	レピュテーションインセンティブ
	発電予測精度向上	● 再エネ出力制御量の低減を目的に、発電予測精度向上等に関する目標を設定し、それを達成すること	レピュテーションインセンティブ

論点 1. 目標とインセンティブの設定（料金制度専門会合における議論②）

- 目標及びインセンティブの設定については、以下のとおりとすることが適切とおおむねご賛同いただいたが、この整理で進めていくことで良いか。

分野	項目	目標	インセンティブ
サービスレベルの向上	需要家の接続	<ul style="list-style-type: none"> ● 接続検討、契約申込回答期限超過件数を、ゼロにすること ● 需要家と合意した供給予定日からの遅延件数を、ゼロにすること 	収入上限の引き上げ・引き下げ
	計量、料金算定、通知等の確実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 接続送電サービス、臨時接続送電サービス、予備送電サービス等における各メニューの確定使用量および料金について、誤算定、誤通知の件数をゼロ件とすること 	収入上限の引き上げ・引き下げ
	顧客満足度	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を自主的に設定し、それを達成すること 	レピュテーションインセンティブ
広域化	設備の仕様統一化	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の審議会における議論を踏まえ、一般送配電事業者が仕様統一を行うこととした設備について、仕様統一を達成すること 	レピュテーションインセンティブ
	系統運用の広域化	<ul style="list-style-type: none"> ● 需給調整市場の広域化を実現する計画を設定し、それを達成すること 	
	災害時の連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般送配電事業者 10 社が共同で作成し、提出する災害時連携計画に記載された取組内容を達成すること 	
デジタル化	デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を自主的に設定し、それを達成すること 	レピュテーションインセンティブ
安全性・環境性への配慮	安全性・環境性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を自主的に設定し、それを達成すること 	レピュテーションインセンティブ
次世代化	分散グリッド化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般送配電事業者が配電事業等の分散グリッド化に向けた取組目標を自主的に設定し、それを達成すること 	レピュテーションインセンティブ
	スマートメーターの有効活用等	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の審議会における議論を踏まえ、次世代スマートメーターを導入する計画を策定し、それを達成すること 	

論点1. 目標とインセンティブの設定（料金制度WGで議論する論点）

- 目標について、引き続き検討することとされた具体的な数値等については、実態や技術的な観点からの検討が必要であることから、料金制度WGにおいて具体案を策定した上で、本会合において議論することとしてはどうか。

料金制度WGで 議論する論点（例）

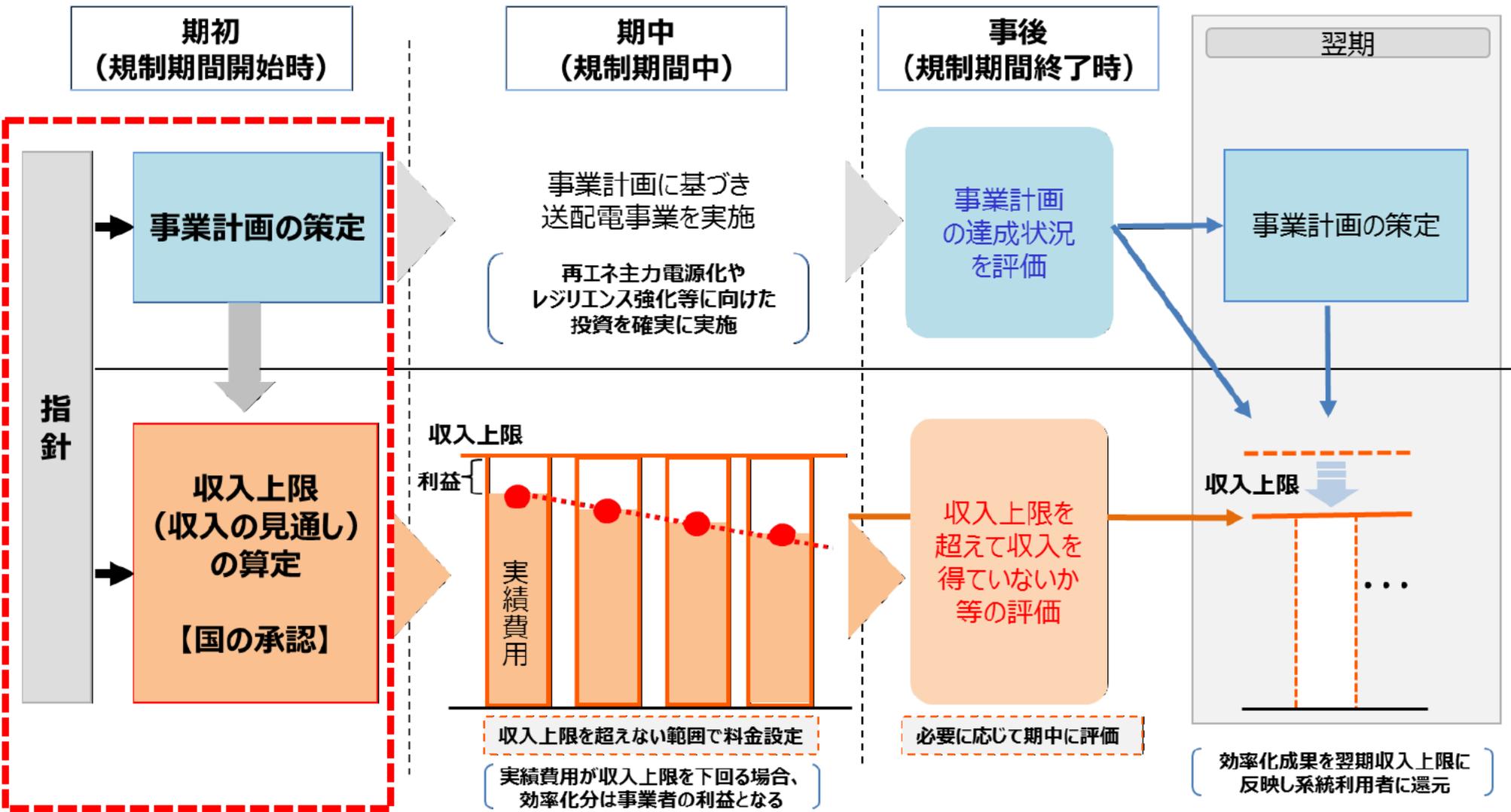
- 目標（一部検討事項あり）の詳細検討
※停電対応等における目標値の具体案

- 目標における達成状況の評価方法の詳細

- インセンティブとして設定する収入上限の引き上げ（引き下げ）の具体的な算定方法の案
※過去の実績等も踏まえて評価方法や具体的な水準を検討する。

1. 目標とインセンティブの設定
- 2. 事業計画**
3. 収入上限の算定方法
4. 実績収入と収入上限の乖離
5. 利益（損失）の扱い
6. 料金算定に係るルール
7. その他

論点2. 事業計画



論点2. 事業計画（料金制度専門会合における議論）

- 事業計画については、以下のとおりとすることが適切とおおむねご賛同いただいたが、この整理を進めていくことで良いか。

料金制度専門会合で
整理した内容

- 一般送配電事業者は、国が示した指針に沿って、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の策定を行う。
- 事業計画には、目標に加えて、前提計画、設備拡充計画、設備保全計画、効率化計画を盛り込む。また、各目標項目を達成するために必要な投資内容等（投資の方針、数量や金額等）を記載する。
- 事業計画の内容は、一般送配電事業者が届出る供給計画及び広域機関が策定するマスタープラン、アセットマネジメントガイドライン等の内容と整合的になるよう策定する。

(参考) 一般送配電事業者が策定すべき事業計画の内容

2020年7月30日
第1回料金制度専門会合資料3

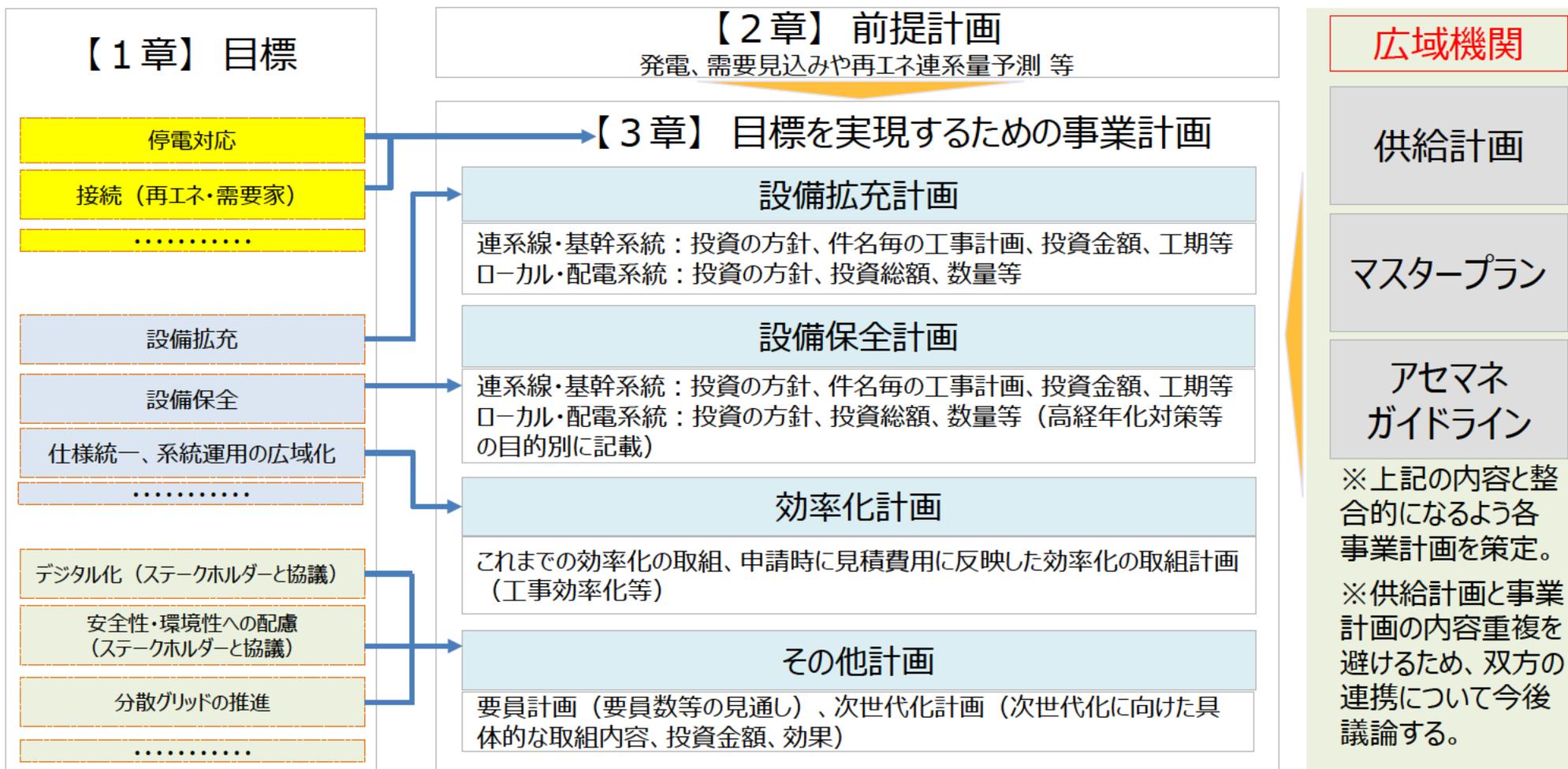
- 一般送配電事業者は、国が示した指針に沿って、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の策定や収入上限の算定を行うこととなる。
- その事業計画では着実な投資の実施に向けて、一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標を明確にするとともに、以下の内容を盛り込むことにすべきではないか。また、効率化の取り組みについても同様に、目標を明確にすべきではないか。

● 一般送配電事業者が策定すべき事業計画の内容

成果目標、行動目標	一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標（安定供給、広域化、再エネ導入拡大、系統利用者へのサービス品質等の目標）
前提計画	発電、需要見込みや再エネ連系量予測 等
設備拡充計画	新設工事や増強工事の方針、投資数量と金額
設備保全計画	アセットマネジメント等の手法に基づく更新投資、修繕の方針、投資数量と金額
効率化計画	仕様統一化や競争発注等を通じた効率化取組施策

(参考) 事業計画の全体構成 (イメージ)

- 一般送配電事業者は、国が示した指針に沿って、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の策定や収入上限の算定を行うこととなる。
- その事業計画においては、各目標項目を達成するために必要な投資内容等（投資の方針、数量や金額等）を記載することが必要ではないか。
- なお、事業計画の内容は、一般送配電事業者が届出る供給計画及び広域機関が策定するマスタープラン、アセットマネジメントガイドライン等の内容と整合的になるよう策定することにより、投資等の適切性を担保することとしたい。



論点2. 事業計画（料金制度WGで議論する論点）

- 事業計画の記載内容の詳細や、広域機関との具体的な連携方法等の詳細な論点については、料金制度WGにおいて具体案を策定した上で、本会合において議論することとしてはどうか。

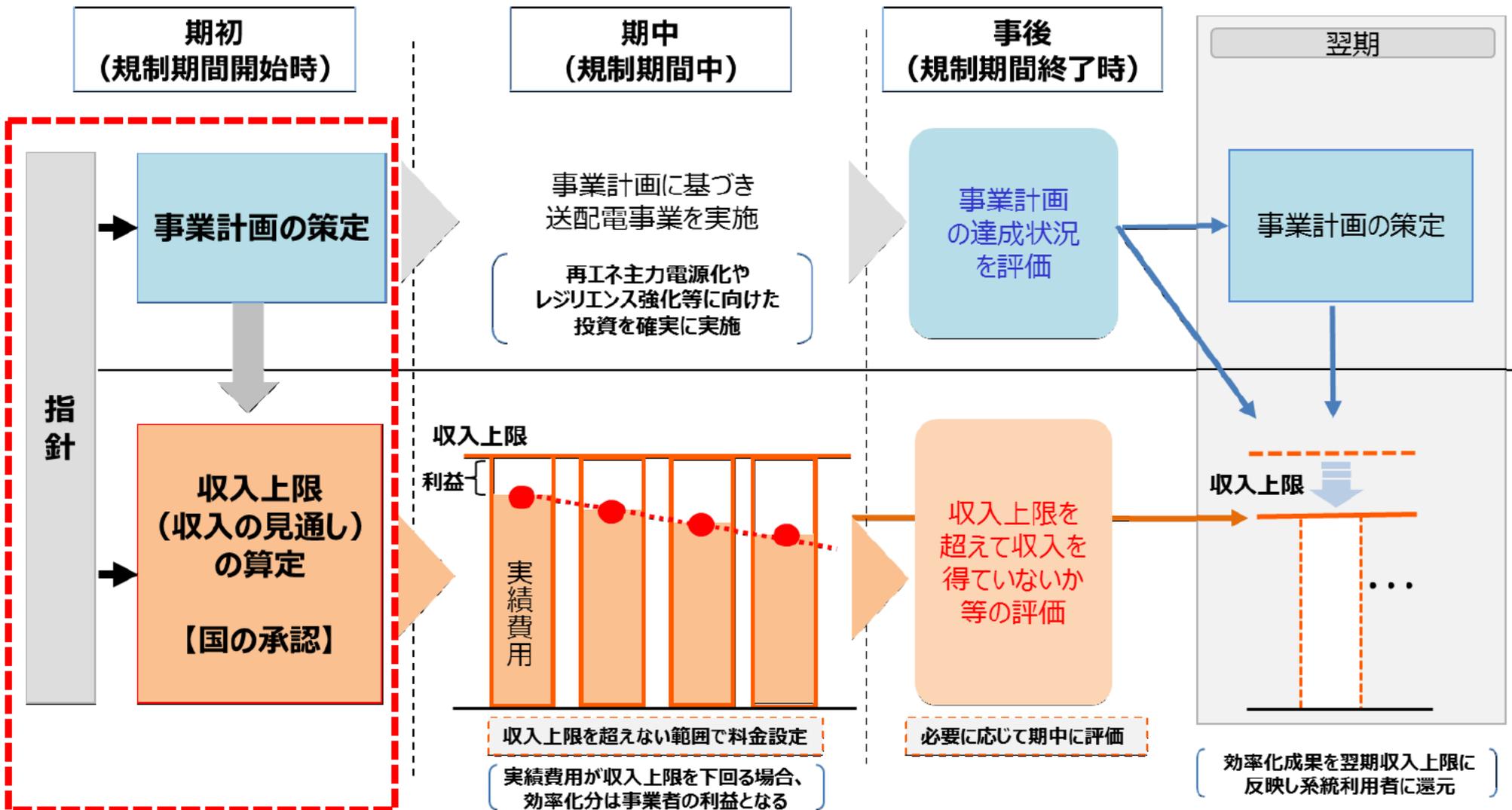
料金制度WGで 議論する論点（例）

- 事業計画の詳細な記載内容（様式）

- 広域機関との具体的な連携方法（供給計画、マスタープラン、アセットマネジメントガイドラインとの連携等）
※国による事業計画の確認においては、投資等の適切性を担保することが必要であることから、上記の広域機関との連携方法を検討することが重要。

1. 目標とインセンティブの設定
2. 事業計画
- 3. 収入上限の算定方法**
4. 実績収入と収入上限の乖離
5. 利益（損失）の扱い
6. 料金算定に係るルール
7. その他

論点3. 収入上限の算定方法



論点3. 収入上限の算定方法（料金制度専門会合における議論）

- 収入上限の算定方法については、以下のとおりとすることが適当とおおむねご賛同いただいたが、この整理を進めていくことで良いか。

料金制度専門会合で
整理した内容

- 見積費用の査定にあたっては、その費用特性を踏まえ、①CAPEX（新規投資・更新投資）②OPEX（人件費・委託費等）等に区分し、統計査定なども用いて事業者間比較などによる効率的な単価・費用の算定を行う。
- 統計査定を通じた一般送配電事業者間の横比較によって、効率化が遅れている一般送配電事業者の効率化を促す方法に加え、業界全体の創意工夫、技術革新に向けた取組を促すために、生産性向上見込み率等を用いた効率化係数を設定する。
- 一般送配電事業者の裁量によらない外生的な費用や、効率化が困難な費用については予め制御不能費用と定義した上で、制御不能費用の変動によって発生した期初に見積もった費用と実績費用の乖離については、原則として翌期に収入上限への反映を行う。ただし、規制期間中の累積変動額が一定水準額を超える場合や、特定の変動要因については期中に収入上限に反映する。

(参考) 収入上限算定の全体像

- 一般送配電事業者は、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の実施に必要な費用を見積もって収入上限を算定し、国に提出。国は、その見積費用が適正か否かの査定を行う。
- 見積費用の査定にあたっては、その費用特性を踏まえ、①CAPEX（新規投資・更新投資）②OPEX（人件費・委託費等）等に区分し、統計査定なども用いて事業者間比較による効率的な単価・費用の算定を行うこととしてはどうか。なお、査定方法の詳細については、今後、料金制度ワーキンググループにて議論をしてみたい。

送配電設備の確実な
増強と更新

コスト効率化

一定期間に達成すべき目標を明確にした
事業計画の策定【一送】

事業計画の実施に必要な費用見積り【一送】

見積費用の査定【国】

CAPEX（新規投資・更新投資）

送配電設備の確実な増強と更新

コスト効率化

- ✓ 設備投資については必要な投資を効率的な単価で行うことが重要。
- ✓ 投資量については、送配電設備の確実な増強と更新の観点から、**必要な投資量が確保されていることを確認**する。
- ✓ 単価については、コスト効率化の観点から、**過去実績等に基づく単価の確認**（個別査定）や**事業者間比較による効率的な単価の算定**（統計査定）を行う。

OPEX（人件費・委託費等）

コスト効率化

- ✓ コスト効率化の観点から、費用全体に対し、主に**事業者間比較による効率的な費用の算定**（統計査定）を行う。

その他費用（既存減価償却費、制御不能費用等）

※見積費用の査定結果を踏まえ、必要に応じて申請された事業計画の変更を求めることもある。

(参考) 制御不能費用の基本的な考え方

- 一般送配電事業者の裁量によらない外生的な費用や、効率化が困難な費用については予め制御不能費用と定義した上で、実績費用を収入上限に反映し回収することとしてはどうか。
- 具体的には、以下の条件、基準に基づいて対象を選定してはどうか。

<制御不能費用の対象条件>

前提条件

費用算定が可能な費目であるもの
(合理的な方法で費用算定を可能とするため)

<前提条件に加えて、以下のいずれかの基準を満たすものを制御不能費用の対象としてはどうか。>

基準①

費用変動が外生的に発生する費目
(量・単価の両方が外生的な要因によって変動するもの)

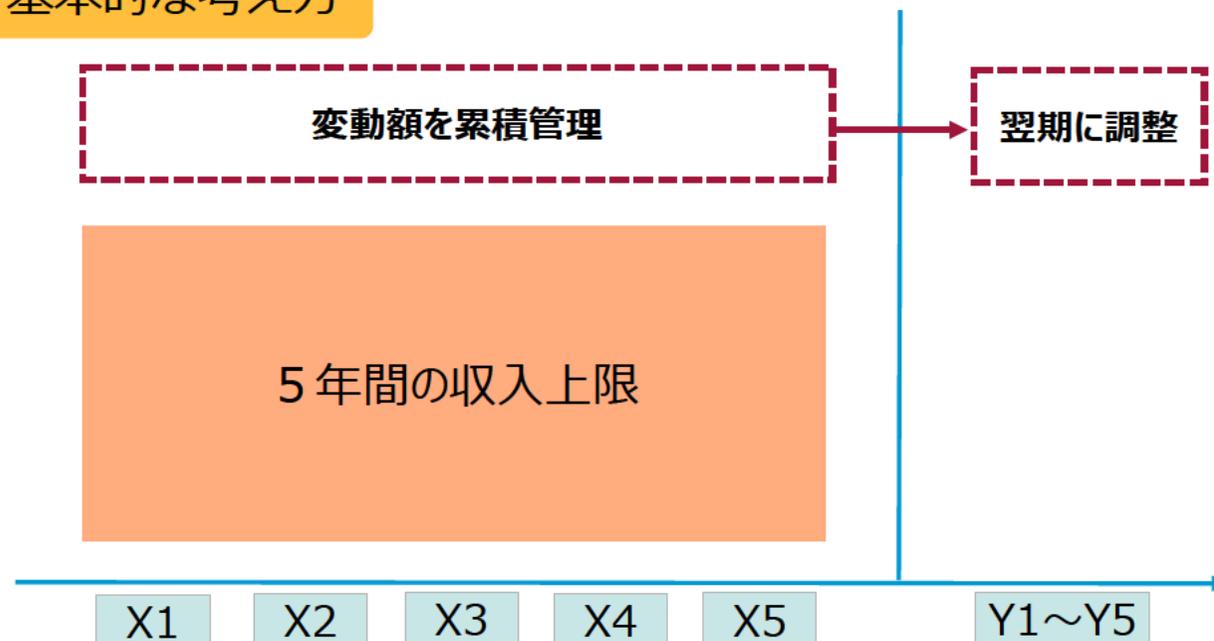
基準②

合理的な代替手段が無く、一般送配電事業者の努力による効率化の取り組みが困難と判断した費目

(参考) 制御不能費用の調整について

- 収入上限は、期初に設定し原則として変更しないことが基本であるが、制御不能費用については、費用変動を収入上限に反映し、実績費用を回収することとしてはどうか。
- 期初に見積もった費用と実績費用には乖離が発生するが、収入上限への反映は、レベニューキャップ制度において5年間の規制期間を設定することを踏まえて、原則として翌期に行うこととしてはどうか。
- ただし、規制期間中の累積変動額が一定水準額を超える場合や、特定の変動要因については期中に収入上限に反映することとしてはどうか。

基本的な考え方



期中調整が想定されるケース

- ✓ 累積変動額が一定水準額(※)を超えた場合
- ✓ 特定の変動要因 (外生性の強い公租公課の変動等)

※一定水準額は今後要検討

(参考) 一般送配電事業者に効率化を促す仕組み

- 託送料金制度の狙いは、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させることである。
- コスト効率化には、統計査定を通じた一般送配電事業者間の横比較によって、効率化が遅れている一般送配電事業者の効率化を促す方法が考えられる。
- さらに、業界全体の創意工夫、技術革新に向けた取組を促すために、生産性向上見込み率等を用いた効率化係数を設定することとしてはどうか。

コスト効率化

効率化が遅れている一般送配電事業者の効率化を促す

※地域独占により競争が働きにくいことへの対応

一般送配電事業者間の横比較

費用査定
(統計査定の活用)

一般送配電事業者の将来的な効率化を促す

※業界全体の創意工夫、技術革新を促す対応

生産性向上見込み率等を用いた査定

効率化係数の設定

論点3. 収入上限の算定方法（料金制度WGで議論する論点）

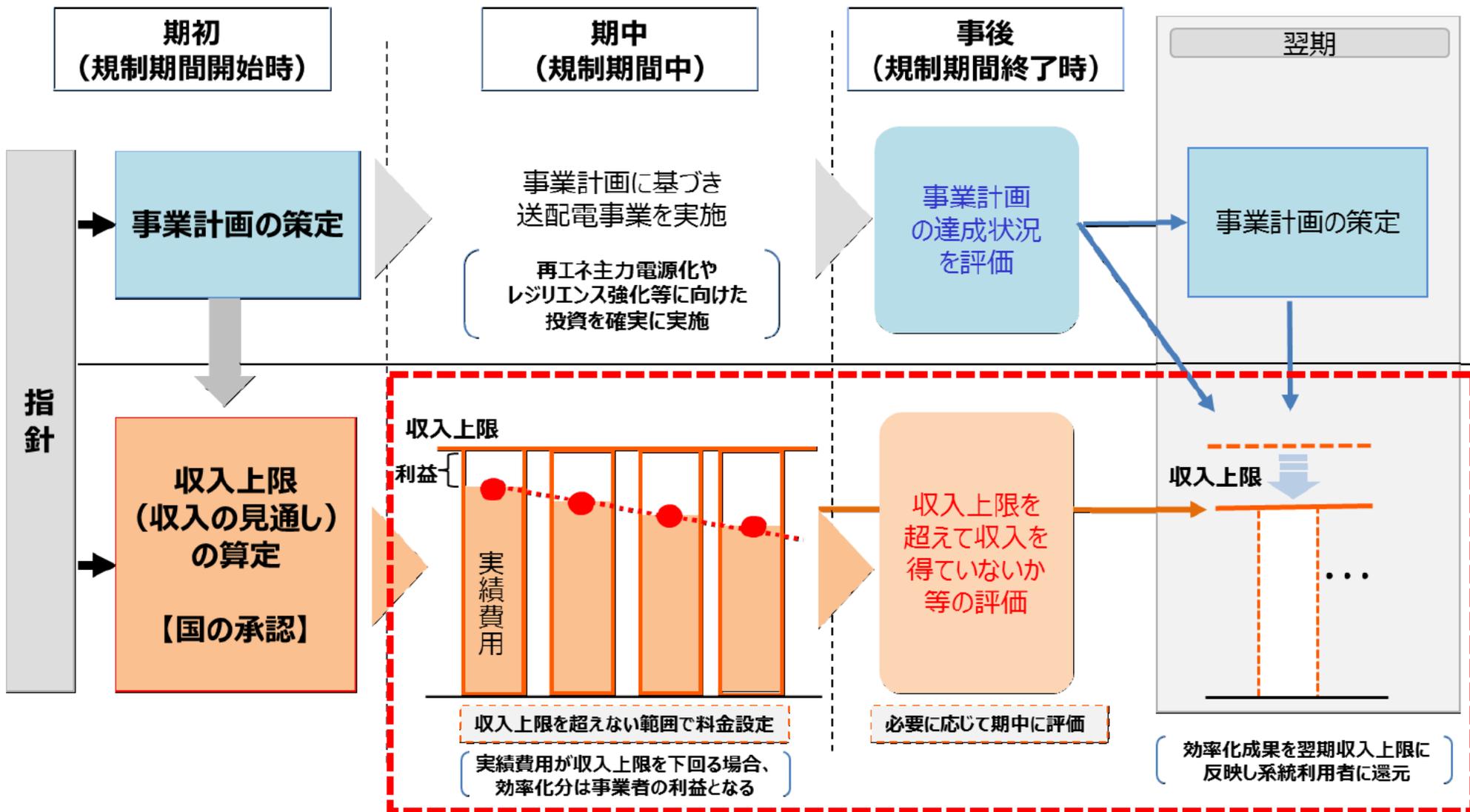
- 収入上限における各費用区分の算出方法や査定方法等の詳細な論点については、料金制度WGにおいて具体案を策定した上で、本会合において議論することとしてはどうか。

料金制度WGで 議論する論点（例）

- 各費用区分の査定手法（OPEX、CAPEX等）
- 効率化係数の水準
- 制御不能費用の対象費目
- 制御不能費用の変動を期中に収入上限に反映する基準
 - （1）制御不能費用における期初に見積もった費用と実績費用の累積乖離額の一定水準
 - （2）特定の変動要因の設定
- 設備拡充計画等が未達の場合における翌期の収入上限の減額の在り方
- 翌期の費用査定における当期効率化実績の反映方法

1. 目標とインセンティブの設定
2. 事業計画
3. 収入上限の算定方法
- 4. 実績収入と収入上限の乖離**
5. 利益（損失）の扱い
6. 料金算定に係るルール
7. その他

論点4. 実績収入と収入上限の乖離



論点4. 実績収入と収入上限の乖離（料金制度専門会合における議論）

- 実績収入と収入上限の乖離については、以下のとおりとすることが適切とおおむねご賛同いただいたが、この整理を進めていくことで良いか。

料金制度専門会合で
整理した内容

- 期初に想定した需要から実績需要に差異が発生した場合に、実績収入と収入上限の乖離が発生するが、その乖離額は翌規制期間の収入上限で全額調整する。ただし、その調整を早期に行うため、収入上限を超えない範囲で期中の料金変更を行うことも認める。

(参考) 実績収入と収入上限の乖離額を調整するかどうか

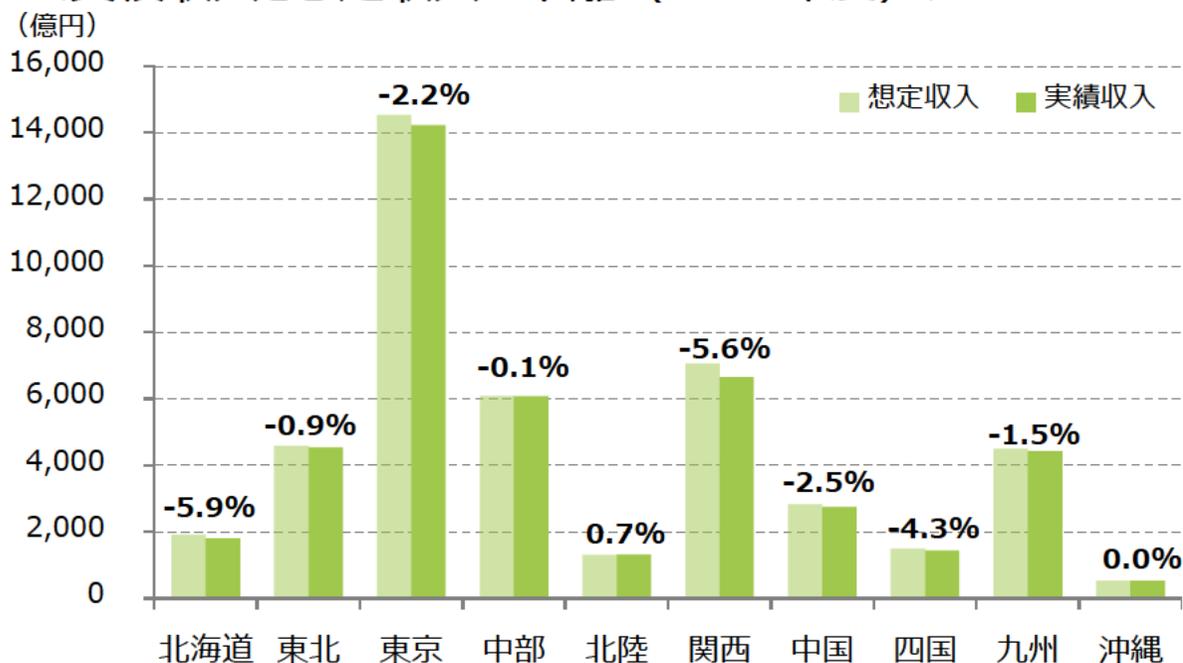
2020年9月14日
第2回料金制度専門会合資料3

- 期初に想定した需要から実績需要に差異が発生した場合に、実績収入と収入上限の乖離が発生することになる。
- 現状、需要が伸び悩む中で、収入上限に見合う実績収入を確保するために、期初に需要を低く想定し、託送料金を高く設定すると、実績需要が想定需要を上回った場合に、5年間で収入上限を上回る実績収入を得ることとなる。
- このような状況を避けるため、また需要の変動は外生的要因によって生じることを踏まえて、実績収入と収入上限の乖離額は全額調整することとしてはどうか。

<需要の変動要因>

- ✓ 気温変動
- ✓ 景気変動
- ✓ 自然災害
- ✓ 需要構造の変化
- ✓ 人口増減
- ✓ 省エネの進展
- ✓ 電化の進展 等

<実績収入と想定収入の乖離 (2018年度)>

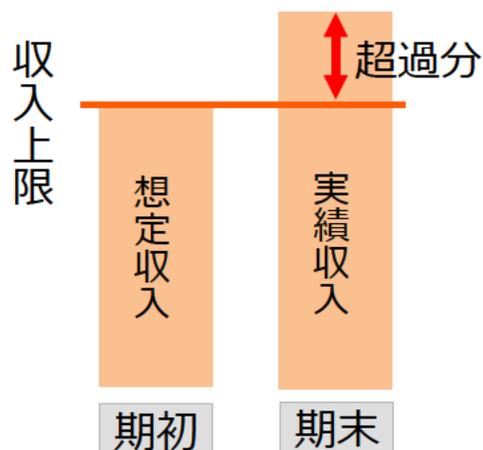


※発電側基本料金導入後は、発電側の変動要因も考慮する必要がある。

(参考) 調整を行うタイミングについて

- 需要の変動により、5年間の実績収入が収入上限を上回るケース、下回るケースがある。いずれの場合も、翌規制期間の収入上限を調整することとしてはどうか。
- ただし、期中に需要の変動が発生した場合に、収入上限を超えない範囲で期中の料金変更を行うことを認めてはどうか。

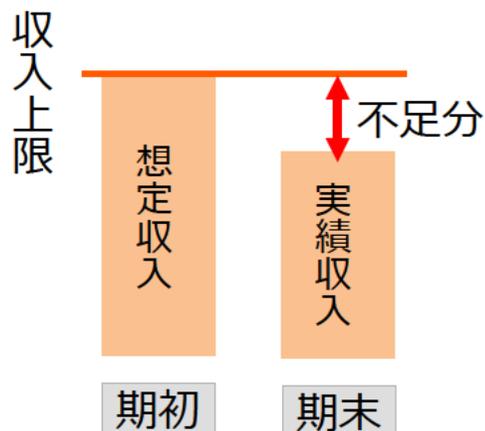
実績収入が
収入上限を
上回った場合



実績需要が想定需要を上回ったケースを想定

- ✓ 収入上限超過分、翌規制期間の収入上限を引き下げ
- ✓ ただし、期中に需要増加が発生した場合に、期中に料金を下げること検討

実績収入が
収入上限を
下回った場合



実績需要が想定需要を下回ったケースを想定

- ✓ 収入上限不足分、翌規制期間の収入上限を引き上げ
- ✓ ただし、期中に需要減少が発生した場合に、期中に料金を上げること検討

論点4. 実績収入と収入上限の乖離（料金制度WGで議論する論点）

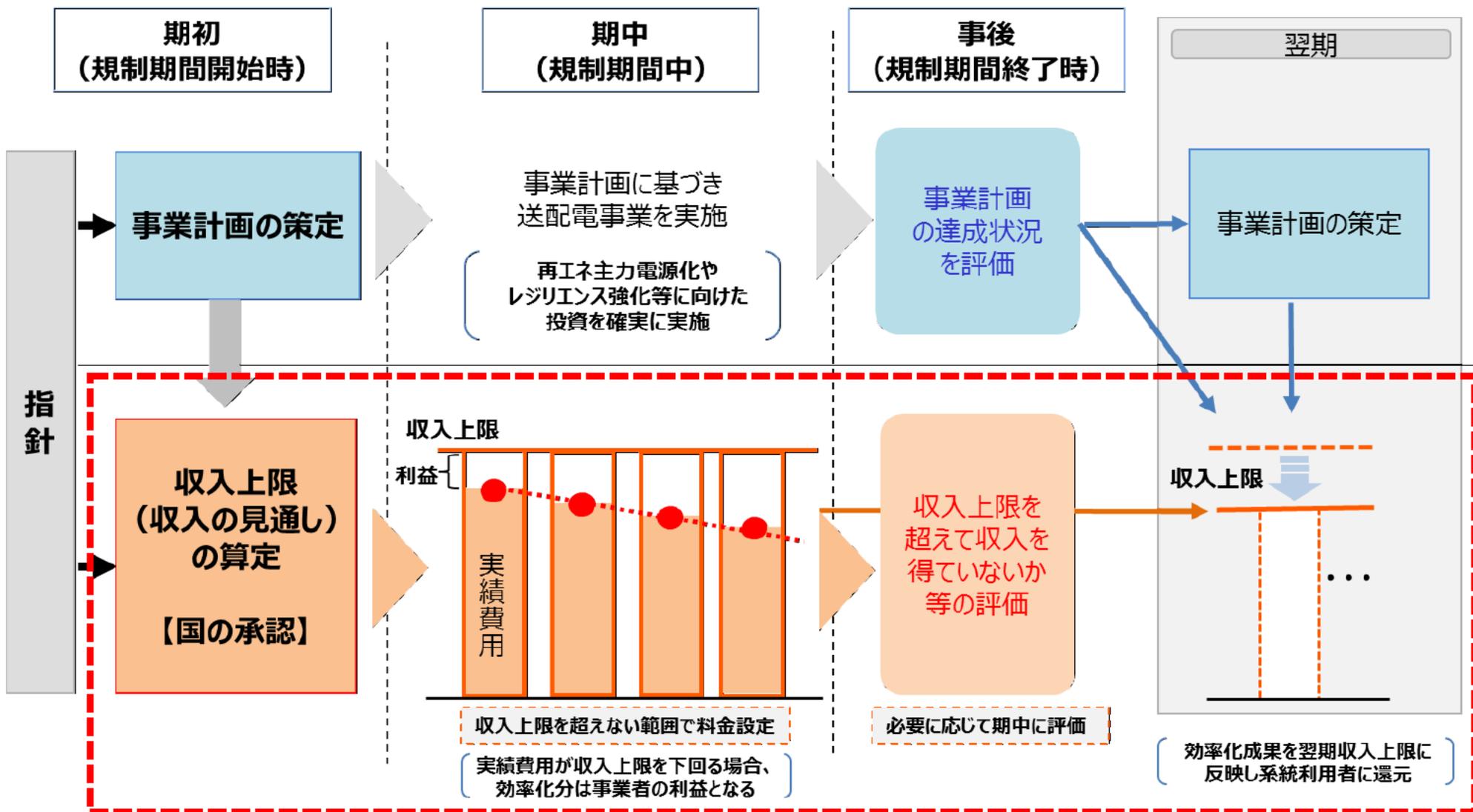
- 実績需要が想定需要を上回った場合に、翌規制期間を待たず、期中に料金を下げる基準を設定することが適当とご議論いただいた。それについては、料金制度WGにおいて具体案を策定した上で、本会合において議論することとしてはどうか。

料金制度WGで 議論する論点（例）

- 期中需要増加時に、託送料金の引き下げを行う基準等
※期中に需要増加が発生した場合に、期中に託送料金を引き下げる基準等をどのように設定するか、検討が必要。

1. 目標とインセンティブの設定
2. 事業計画
3. 収入上限の算定方法
4. 実績収入と収入上限の乖離
- 5. 利益（損失）の扱い**
6. 料金算定に係るルール
7. その他

論点5. 利益（損失）の扱い

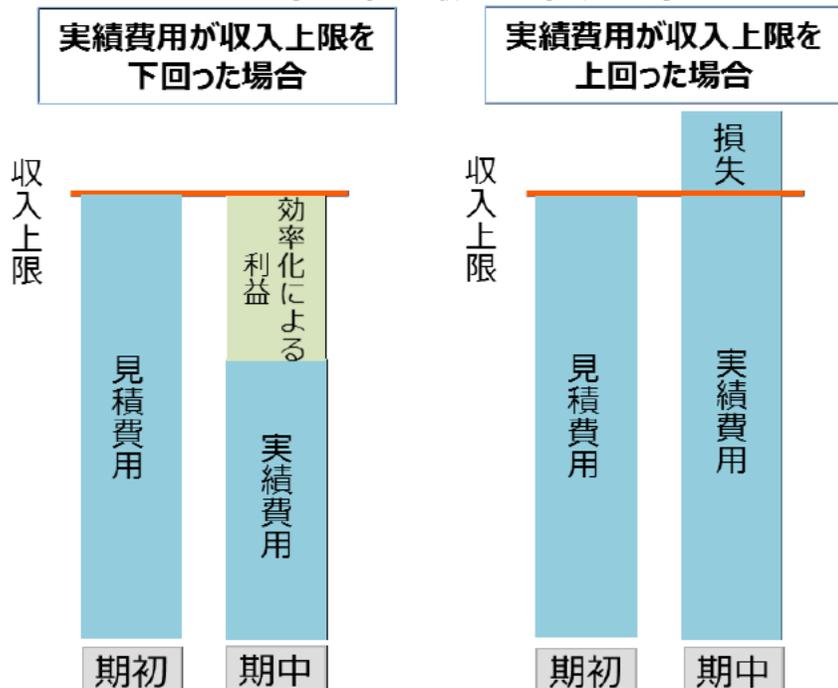


論点5. 利益（損失）の扱い（料金制度専門会合における議論）

● 利益（損失）の取扱いについては、以下の論点を提示し、今後議論することとされていた。

- 一般送配電事業者がコスト効率化に取り組む制度とするために、効率化インセンティブの観点が重要。
- このインセンティブとして、実績費用が期初に見積もった費用を下回った場合（上回った場合）、それを一般送配電事業者の利益（損失）として認めるかわりに、期中または翌期の収入上限に反映させることとしてはどうか。

<利益（損失）の取扱い（イメージ）>



実績費用と収入上限の乖離は、事業者の利益（損失）

翌期の収入上限は前期の効率化分を反映（前期の効率化分をどのように反映するのが妥当か、は今後の検討事項）

今後の論点（例）

- 定期洗替時に、前期の利益分（損失分）はどのように取り扱うか。
- 規制期間中は収入上限と実績費用の乖離を利益（損失）と扱うことが基本だが、様々な要因で大幅な乖離が発生する可能性を踏まえ、プロフィットシェア（ロスシェア）する必要があるか。
- プロフィットシェア（ロスシェア）するとした場合、系統利用者に配分する利益（損失）は、どのようにシェアすることが妥当か。

論点5. 利益（損失）の扱い（料金制度WGで議論する論点）

- 利益（損失）の扱いについては、収入上限の算定方法の論点とも関連することから、料金制度WGにおいて具体案を策定した上で、本会合において議論することとしてはどうか。

料金制度WGで
議論する論点（例）

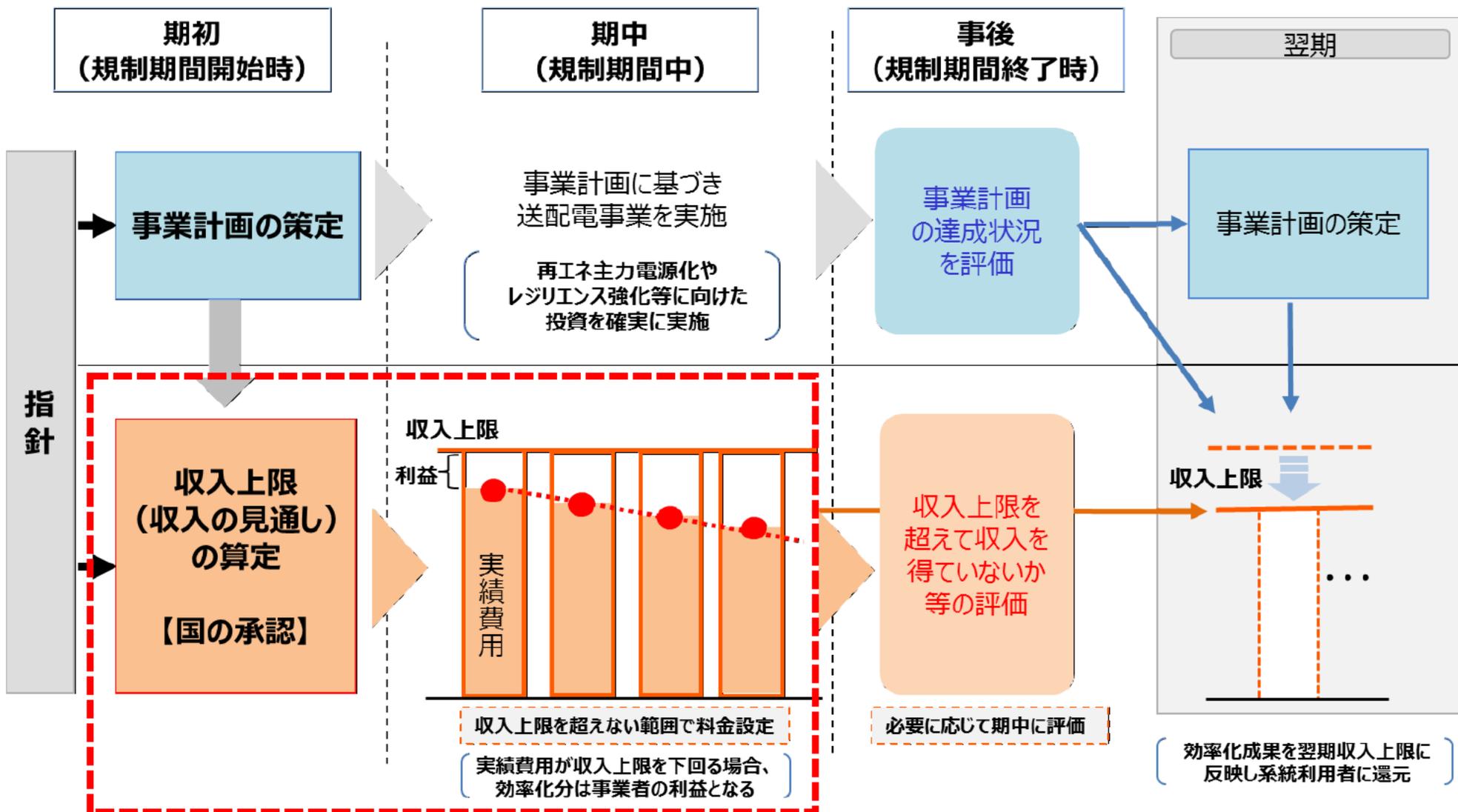
- 期中の利益（損失）の扱い

- 翌期の費用査定における当期効率化実績の反映方法
※再掲（論点3. 収入上限の算定方法において論点を提示済）

- 利益（損失）の翌期収入上限への反映方法（持越方法）

1. 目標とインセンティブの設定
2. 事業計画
3. 収入上限の算定方法
4. 実績収入と収入上限の乖離
5. 利益（損失）の扱い
- 6. 料金算定に係るルール**
7. その他

論点 6. 料金算定に係るルール



論点 6 . 料金算定に係るルール（料金制度専門会合における議論）

- 料金算定に係るルールについては、以下のとおりとすることが適切とおおむねご賛同いただいたが、この整理を進めていくことで良いか。

料金制度専門会合で
整理した内容

- 一般送配電事業者は、事業計画の実施に必要な費用をもとに収入上限を5年毎に算定し、国の承認を受ける。
- 一般送配電事業者は、国の承認を受けた収入上限（5年毎）を超えない範囲で託送料金を設定する。
- 期初における託送料金の設定については、
 - (1) 5年一律の託送料金とすることを、基本とするが、
 - (2) 年度毎の見積費用について合理的な説明があった場合は、年度毎に異なる託送料金を設定することを、個別に認めることもあり得る。

(参考) 期初における収入上限及び託送料金の設定について (基本的な考え方)

2020年9月14日
第2回料金制度専門会合資料3

- 一般送配電事業者は、収入上限を規制期間（5年）毎に算定し、国の承認を受ける。
- 一般送配電事業者は、収入上限を超えない範囲で託送料金を算定するが、その算定方法について検討する。

収入上限の設定

一般送配電事業者は、事業計画の実施に必要な費用をもとに収入上限を5年毎に算定し、国の承認を受ける。

(託送供給等に係る収入の見通し)
第十七条の二 一般送配電事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（次項、次条第一項及び第十八条において「託送供給等」という。）の業務に係る料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入（以下この条から第十八条までにおいて「収入の見通し」という。）を算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

託送料金の設定

託送料金については、国の承認を受けた収入上限（5年毎）を超えない範囲にて、算定する。
※収入上限を超えない範囲であり、電気の利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合、託送料金の変更が可能

(託送供給等約款)
第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする
2 略
3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
一 料金が第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とするものであること。
二～六 略
4 一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎として料金を変更する場合その他の電気の利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、第一項の認可を受けた託送供給等約款（次項又は第八項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。第七項において同じ。）で設定した供給条件を変更することができる。

託送料金の算定方法の詳細については、一定のルール化が必要と考えるが、どのような方法とすべきか。
⇒【論点2-②】

(参考) 期初における託送料金の設定について

- 前回の専門会合において、期初における託送料金の設定については、(1) 5年一律の託送料金を設定する、(2) 年度毎に異なる託送料金を設定する、の2通りを提示してご議論いただいたところ。
- その議論を踏まえ、料金の安定性(平準化)や、送配電設備の経済耐用年数の長さを重視する観点から、(1) 5年一律の託送料金とすることを基本とするが、一般送配電事業者の年度毎の収入と費用が一致することを重視する観点もあることから、年度毎の見積費用について合理的な説明があった場合は、(2) 年度毎に異なる託送料金を設定することを、個別に認めることもあり得るとしてはどうか。

(1)
5年一律の
託送料金を設定

収入上限
(5年合計)

÷

想定需要
(5年合計)

=

託送料金
(5年一律
の料金)

(2)
年度毎に異なる
託送料金を設定

収入上限
(年度毎の見積費用)

÷

想定需要
(年度毎)

=

託送料金
(年度毎に
異なる料金)

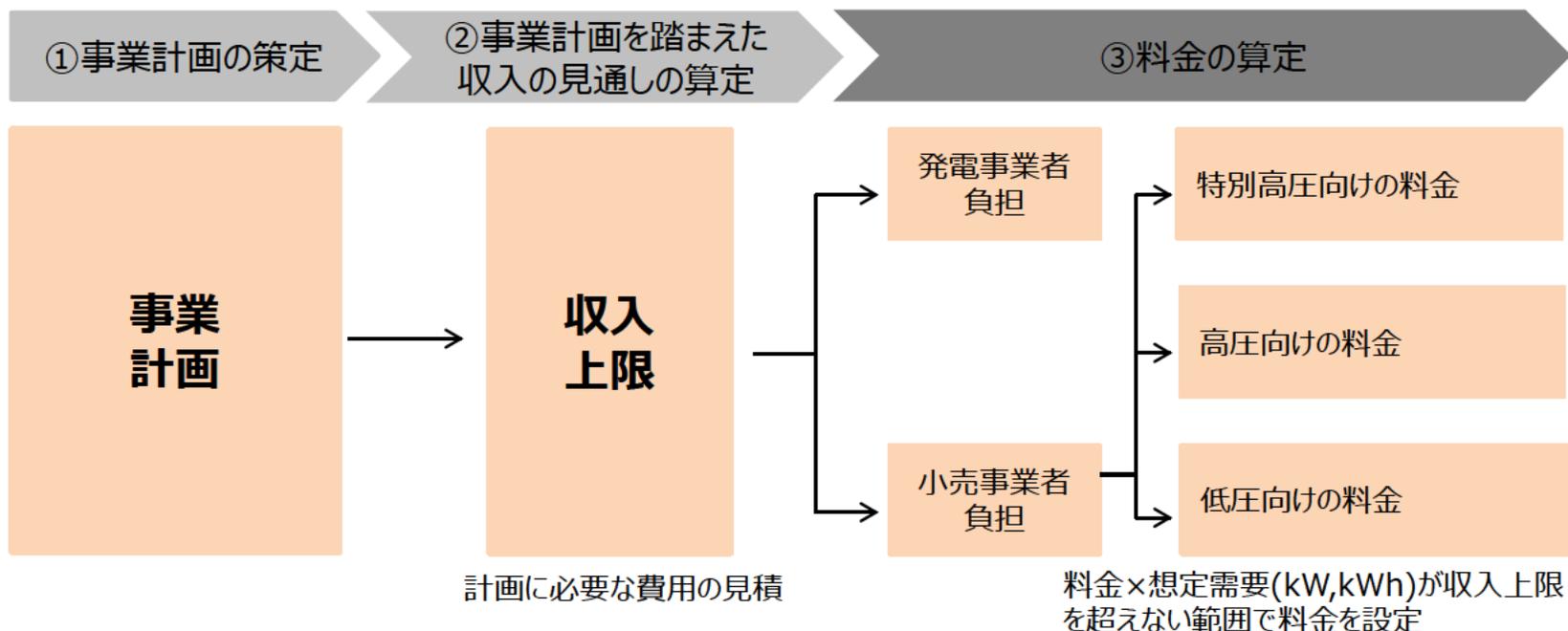
論点6. 料金算定に係るルール（料金制度WGで議論する論点）

- 料金算定ルールの詳細については、料金制度WGにおいて具体案を策定した上で、本会合において議論することとしてはどうか。

料金制度WGで
議論する論点（例）

- 料金算定ルール
※一般送配電事業者による料金の設定について、発電・小売間の配賦方法、電圧別の配賦方法、基本料金率の設定等、国が一定の考え方を示すことも考えられるが、詳細を今後料金制度WGにおいて議論することとしたい。

イメージ



(注) 発電側基本料金の詳細設計については、引き続き検討を行っていく予定

1. 目標とインセンティブの設定
2. 事業計画
3. 収入上限の算定方法
4. 実績収入と収入上限の乖離
5. 利益（損失）の扱い
6. 料金算定に係るルール
7. その他

論点7. その他の論点（料金制度WGで議論する論点）

- その他の以下のような詳細論点についても、料金制度WGにおいて具体案を策定した上で、本会合において議論することとしてはどうか。

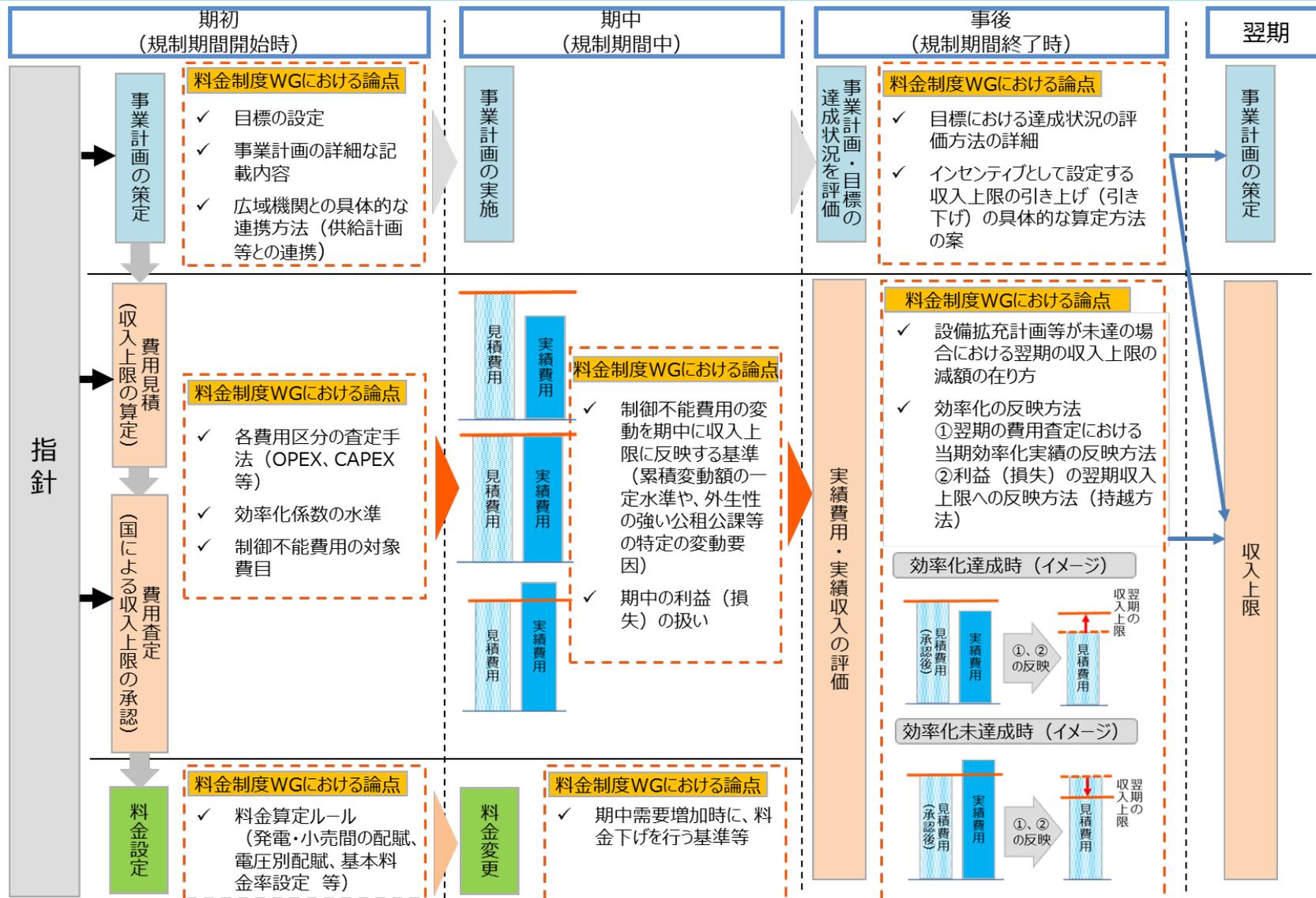
料金制度WGで
議論する論点（例）

- 具体的な申請、審査プロセス

- 期中及び事後評価の仕組み 等

全体整理図（料金制度WGで議論する論点）

- 料金制度WGにおいては、以下の論点について具体案を策定した上で、本会合において議論することとしてはどうか。



今後のスケジュール

- 今後、専門性の高い詳細な論点について議論・検討を実施するために、料金制度専門会合の下に「料金制度ワーキンググループ」を設置することとしたい。

